

鴨川市定期予防接種負担金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第72号

鴨川市定期予防接種負担金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市定期予防接種負担金交付要綱（平成24年鴨川市告示第53号）の一部を次のように改正する。

別表中

「五種混合（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症）
四種混合（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風）」を
「五種混合（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症）」に、
「ロタウイルス感染症」を
「ロタウイルス感染症
R S ウイルス感染症」に改める。

別記様式中

「・五種混合 第1期初回（1回目・2回目・3回目・追加）
・四種混合 第1期初回（1回目・2回目・3回目・追加）」を
「・五種混合 第1期初回（1回目・2回目・3回目・追加）」に、
「・ロタウイルス感染症（1回目・2回目・3回目）」を
「・ロタウイルス感染症（1回目・2回目・3回目）
・R S ウイルス感染症」に、

「

金融機関名	銀行・信用金庫	支店
-------	---------	----

」を

「

金融機関名		支店名	
-------	--	-----	--

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鴨川市定期予防接種負担金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受ける定期の予防接種について適用し、同日前に受けた定期の予防接種については、なお従前の例による。